

(別紙1)

工場立地法に基づく地域準則を定める条例を制定している都・県、政令市の状況

項目	8都・県								7政令市						
	岡山県	愛媛県	千葉県	広島県	山口県	東京都	三重県	神奈川県	大阪市	相模原市	千葉市	堺市	川崎市	横浜市	北九州市
施行時期	H23. 1. 1	H18. 4. 1	H18. 4. 1	H17. 4. 1	H17. 4. 1	H17. 4. 1	H15. 1. 15	H13. 4. 1	H23. 4. 1	H22. 4. 1	H20. 4. 1	H18. 4. 1	H12. 11. 1	H12. 4. 1	H11. 6. 14
用途地域毎の引き下げ幅															
第1種地域(住居・商業地域)	-	-	-	-	+10%	-	-	+5%	-	-	-	-	-	+5%	+5% (一部)
第2種地域(準工業地域)	-	-	△5%	△5%	-	△5%	-	-	△5%	-	△5%	△5%	-	-	△5% (一部)
第3種地域(工業・工業専用地域)	△10%	△10%	工業 △5% 工業専用 △10%	△10%	△10%	△5%	△5% (既存工場)	△5%	△10%	工業 △5% 工業専用 △10%	△10%	△10%	工業 - 工業専用 △5%	△5%	△5% (一部)
用途地域未指定地域	-	-	-	-	-	-	-	+5%	-	+5%	-	-	-	-	-

・平成16年3月以前は、緑地面積率の緩和が最大5%までしかできなかった。